

2008年7月18日

株式会社グッドウィル
代表取締役 中元 一彰 殿

東京公務公共一般労働組合
中央執行委員長 筑肱 和雄
同 青年一般支部
(首都圏青年ユニオン)
執行委員長 武田 敦

団体交渉申し入れ書

当労組組合員
について、団体交渉を行いたく、以下、申し入れます。

1. 2008年7月14日、貴社人事部人事課は、「合意退職の追加処遇通知」「合意退職について」の二つの文書において、合意退職についての条件を示しました。しかしながら、この条件については、従業員にたいしてまともな説明もないままに通告されたものです。また、説明責任も果たさないなど、整理解雇の4要件にいわれる手続き上の瑕疵および内容において、到底、受け入れがたいものです。退職に合意できうる条件として以下のことを要求します。すみやかに協議によって合意が整えられるように、至急、団体交渉をおこなうよう求めます。

慰労金として、1年分の賃金相当額を支払うこと。
退職一時金として、3ヶ月分の賃金相当額を支払うこと。

2. 労働基準法上の管理監督者にはあたらない勤務実態だったにもかかわらず、違法に管理監督者として扱われていたことにより、5名合算で約1200万円の未払い賃金が存在します。この支払いを求めます。個別の請求額については、別途、示します。

なお、この団体交渉を申し入れるにあたり、5名の組合員は、JSGU(UIゼンセン同盟人材サービスゼネラルユニオン)に脱退を申し入れたことを申し添えます。

なお、団体交渉開催の応諾の可否について、2008年7月22日までに当組合までお知らせください。

団体交渉の開催希望日時については、別途、ご連絡いたします。

団体交渉の開催希望場所：株式会社グッドウィル本社内 もしくは、東京労働会館施設内

留意して頂きたい点

当組合としては、もとより当事者間の直接的話し合いをもって円満なる解決を求める立場ではありますが、協議の拒否(それ自体違法行為となり、東京都労働委員会などへ訴えら

れることとなります)あるいは、解決が長引くような場合には、職業安定所からの行政的指導を入れる、労働基準監督署への申告による監査などの行動も避けられない事態となり、全社会的な問題へと発展することが避けられなくなる場合もあります。そのような事態を避ける為にも、双方の速やかなる協議を基調とした円満解決を図るようにご尽力される事を期待致します。

尚、団体交渉申し入れ及び当該組合員に関わる一切の問い合わせにつきましては、以下にご連絡下さるようお願い致します。

首都圏青年ユニオン(東京公務公共一般労働組合青年一般支部)

東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階

03-5395-5255(代表)03-5395-5359(直通)

03-5395-5139(FAX)

本件担当者

河添 誠 (首都圏青年ユニオン 書記長)

山田 真吾 (首都圏青年ユニオン 書記次長)

小林雅之 (東京公務公共一般労働組合 中央副執行委員長)